少年非行研究の方法論的考察

嶋　田　津矢子

I

少年非行は，児童福祉研究の重要課題であり，その解決はひとり児童そのものの福祉の立場から緊急を要する問題であるのみではなく，ひろく社会における犯罪発生の予防という見地からも，根本的対策を必要とすることがらである。

言うまでもなく非行や犯罪は，社会状勢の変化につれてその発生の件数や様相を異にするが，それは経済的条件に支配される側面を色濃くもちながら，しかも単純に困窮現象の所産であるというように割り切ることのできない複雑さを示している。試みに警察統計によって戦後の犯罪発生情況の推移を考察すると，終戦直後における従来の経済的・社会的構造の崩壊を背景として，一面には国民生活の極度の窮乏化，とくに深刻な食糧危機，他面にはインフレの急進と警察力の低下に乗ずるヤミ物資の取引による種々の利得機会の存在とは，国民を誘って容易に犯罪，とくに財産犯罪の激増に導き昭和20年8月より23年にいたる時期には，犯罪発生件数は飛躍的に増加している。昭和24年に入ると，ドッヂ・ラインによる経済安定計画が実施され，インフレの抑制による経済安定期に向い，28年に至る時期に財産犯罪の減少を中心として，有罪人員は大幅に減少している。昭和30年の好景気のあと，32年の金融引締政策による暫しの不況を乗りこえて，日本の経済は目覚ましい経済成長率を示し，一般的には好景気を謳歌するようになったけれども，犯罪はこの経済状態に直結して低下の傾向を示すどころか，却って上昇の方向をとり始めている。

II

『犯罪白書』によって，少年犯罪の傾向を検討すると第二次大戦前の昭和16年と昭和33年とを比較して，少年刑法犯と成人刑法犯の著しい増加を示しているなかでも，少年刑法犯の増加は特に顕著である。成人刑法犯は約1.49倍の増加であるに過ぎないのに，少年刑法犯は，昭和16年の42,601人から昭和33年には124,379人と，実に2.92倍に激増している。この少年刑法犯の全犯罪に対する構成比率は昭和16年13.1%から，戦後の混乱期である昭和21年の22.9%という最高率を経て，戦後の激動期の漸く終結したと考えられる昭和30年には，18.2%とひとたびは下向を示し始めたと思われたのに，昭和33年には22.8%と再び戦後最高率に迫っている。なかんずく注目されるのは，少年犯罪の増加率と少年の年令層との関係であって，14才から15才の年令層，16才から17才の中間層，18才から19才の年長層に分類すると，最近5ケ年間に最高増加率を示したのは，中間層の33%増であり，年長層の24%増と年少層の23%増がこれに続いている。ロー・ティーンの著しい増加傾向は，少年非行の研究に歴史的な緊迫性を投げかけているといわなければならない。

ここで特に注意をひくのは，少年刑法犯被疑者の生活状態別人員分布の統計である。第I表の数字は，生活下層において高率であることを教えていると同時に，上流層，殊に中流層に増加傾向のあることを物語っている。

もちろんそれは，貧困と非行との単純な結合をもっては説明し得ない何ものかの存することを，暗示しているのである。

犯罪少年の特質は，その罪種，すなわち犯罪行為の質的内容にいちじるしく示される。『犯罪統計書』による罪種別少年刑法犯検挙人員と全刑法犯検挙人員に対する率は，第II表に示されたごとく

I表　少年刑法犯被疑者の生活状態別人員と率

昭和	総数	生活状態別					アメリカおよび国連軍人・軍族およびその家族
		極貧	下流	中流	上流	極富	
26年	133,656人 (%)	14,722人 (11,01)	80,225人 (60,02)	37,516人 (28,07)	1,165人 (0,87)	28人 (0,02)	一人
27年	114,381人 (%)	11,491 (10,05)	67,744 (59,27)	34,009 (29,76)	1,033 (0,90)	16 (0,01)	88
28年	98,604人 (%)	9,393 (9,55)	58,407 (59,40)	29,604 (30,11)	896 (0,91)	22 (0,02)	282
29年	94,342人 (%)	8,637 (9,21)	54,049 (57,62)	30,200 (32,19)	891 (0,95)	31 (0,03)	534
30年	96,956人 (%)	9,217 (9,56)	55,615 (57,69)	30,780 (31,93)	767 (0,80)	17 (0,02)	560
31年	100,758人 (%)	7,865 (7,84)	58,412 (58,30)	32,940 (32,88)	958 (0,96)	23 (0,02)	560
32年	114,302人 (%)	7,528 (6,64)	65,769 (57,82)	39,418 (34,66)	1,001 (0,88)	24 (0,02)	563
33年	124,379人 (%)	8,011 (6,46)	70,806 (57,06)	44,008 (35,47)	1,229 (0,99)	29 (0,02)	296

注　1　犯罪統計書による。
　　2　各年の%は，「総数」欄から「アメリカ・国連軍人・軍属およびその家族」欄を減じたものに対する「生活状態別」欄の百分率である。

II表　罪種別少年刑法犯検挙人員と全刑法犯検挙人員に対する率（昭和33年）

罪名（未遂を含む）	A 14才以上の少年刑法犯被検挙者数	B 全刑法犯被検挙者数（少年・成人）	A/B %
強姦	4,605	8,569	54
猥褻	797	1,962	41
強盗	2,348	6,113	38
窃盗	56,856	176,851	32
粗暴犯（暴行・傷害・脅迫・恐喝）	37,754	159,199	24
放火	183	993	18
殺人	359	2,789	13
横領	1,500	15,311	10
詐欺	2,693	35,843	8
その他の刑法犯	17,284	137,642	13
計	124,379	545,272	22,8

注　犯罪統計書による

である。第II表によると，殺人，横領，詐欺など，成人において頻度の高い罪種は，少年において低位を示し，人身に対する暴力的攻撃を要素とする強盗，暴行，傷害，脅迫，恐喝のごとき罪種と，窃盗罪および強姦，性犯罪においては，平均値を上回っているが，特に強姦においては，全強姦犯人の半数以上（54%）の高率を示していることは注目を要する。これらの諸罪種の動向を調べると，昭和16年に対する昭和33年の平均増加率2.95倍に対して，これら人身に対する暴力的攻撃を要素とする攻撃的犯罪や性犯罪は，この平均増加率を上回り，とくに少年による強姦や粗暴犯では，約10倍以上に達している。しかもその強姦罪においては昭和29年より33年の5ケ年間に，14～15才のロー・ティーンにおいて二倍半の激増を示している。これらの少年犯罪は，顕著な都市集中化現象を示し，六大都市における少年犯罪生起率は，他地域の約1.7倍から1.9倍に達している。

少年法の対象となる少年は，犯罪少年，虞犯少年，触法少年の三種に分たれるが，以上に述べたのは犯罪少年の概観に過ぎない。昭和33年の虞犯少年を含めた問題少年として補導の対象となったものは，720,606人で8才以上20才未満者の人口に対比すると1,000人に対して30.2人，つまり100人の少年中3人は補導の対象となっているわけである。その行為内容は，凶器所持，乱暴けんか，婦女いたずら，不純異性交遊，飲酒などによって占められている。昭和33年の触法少年は33,383人で1,000人に対し2.45人の低率であるが，ここにおいても最近の増加の傾向，ことに粗暴犯を中心

とする攻撃的行為の著しい増加傾向が示されている。

Ⅲ

少年非行の原因的研究をめざす本稿にとって，『犯罪白書』の指摘する戦後の少年犯罪の特徴的性質は，重要な意味をもっている。その第一は，即行的な性質，第二は享楽的性質，第三は集団性，第四は攻撃的性質，第五は過剰性，例えば金をとるだけで十分でなく人を殺したり動物を殺したりして無動機の犯罪，理由のない犯罪まで産みだすもの，これら5つの特徴のうち享楽性と過剰性が，最近特に目立っているというのである。白書はこれらの少年犯罪の背景をなす一般的原因として，余暇時間の増大，家庭生活の変化，人間的結合の稀薄化，消費生活の豊富化，少年の身体的成熟，戦時及び戦後の混乱期の影響，マス・コミの影響，大人と少年との考え方の断層などの諸因子を挙げている。(註)

（註）『犯罪白書』300～303頁。

少年犯罪の即行的性質にあらわれているような，欲求満足のための無思慮・無計画傾向は，少年の精神の未成熟性の表現ではあるが，精神薄弱者にしばしば見受けられる短絡反応的な傾向へ少年を急進させる原因の増大は，少年の内面的な性格構造の中に求むべきであるか，それとも環境的要素の中に求めらるべきであろうか。また白書は「かっては，少年についても，犯罪や非行に追いつめるものは，経済的な困窮であるとされたが，最近すなわち昭和30年以降のケースを見ると，生活の苦闘の結果というよりも，享楽追求に現われる葛藤という面が多い。性犯罪などにあらわれるのは，この一面であろう。(註)」と述べているが，享楽に対する少年の反応において，発達してゆく内面的欲求と変化する外在的刺戟との結びはどうなっているのであろうか。

（註）犯罪白書，300頁。

少年犯罪が単独犯行よりも集団犯行に偏り，犯罪から生ずる罪障感，孤独感，不安感を仲間意識のなかに解消しようとする少年行動の特質は，人間心理の如何なる構造にもとずき，またその集団性は現代社会における人間関係の如何なる要求を基礎に成立するものであろうか。攻撃的性質は，少年の生理的発達と心的機構のどのような条件の所産として理解すべきであるのか。また，表面に現われている欲求の充足を越えて，過剰な逸脱行動に導いてゆく原因は，一体どこにあるのであろうか。これらの疑問は，非行や犯罪の原因探求の過程で，否応なしに抱かしめられるものであるが，その事は非行や犯罪が，経済学的，また心理学的，社会学的，文化人類学的な諸要因の綜合されたものとして理解すべきことを暗示している。非行研究のために書かれた幾多の書物は，徐々に進歩する学術研究の結果を採用して，非行分析の視野を次第に拡大してきたが，その研究は，要するに非行を誘発する個々の要因の実証的研究と，その諸要因の綜合点に立って，個々の具体的逸脱行動をいかに理解すべきかを探求しようとする努力によって特徴付けられている。そのような道順を通らずには，適確に非行対策をうちだすことは，不可能と言うべきであろう。

今日，家庭裁判所や，教護院，少年院，保護観察所，あるいは又ＢＢＳ運動のような，少年の非行や犯罪のための諸対策施設が存在するが，それらはすべて，少年非行の研究を基礎として成立している。にもかかわらず，非行研究そのものは，実は未だ科学的確立を見ているとは言い得ない。そもそも非行の科学的分析は，正常行動の科学を前提条件とする。1949年に『少年非行』という貴重な研究を発表したニューヨーク大学の社会学教授ポール・W・タッパンは，その書のなかで「今日心理学，社会心理学，精神病学，精神分析学が輝かしい発達を遂げているにも拘らず，われらは未だ体系のよく整った人間行動科学（science of human behavior）をもつに至っていない。種々の直観的解決や，行動力学についての想像や，行動および性格の観察のための体系的な枠組のためのある種の初歩的努力でさえ行われるようになっているが，人間行動および逸脱行動を確める一連の法則あるいは原理を開発するまでには至っていない。(註)」と慨嘆したのであった。その後十幾年の星霜は，人間行動科学の研究にかくだんの進歩

の足跡をのこしてはきたけれども，しかも今日においても尚，社会学的及び心理学的「診断」や治療や予断は，依然として曖昧な真理を手さぐりする暗中模索の域を超えることができず，医学との直接のアナロジーを可能にするまでになっていない点では，十幾年前とそれほど違ってはいない。行為やパースナリティの単なる記述の水準をこえて，行為を決定する諸要素の相互関係やダイナミックスを摑みとるまでには進歩していないのが実状である。それは行動科学の研究が，未だ文化の進展や財政的背景に支えられていないということによるのみではなく，人間行為そのものが無限の複雑さをもち，微妙で，絶えず変化を続け，混乱をもたらす性質のものであるからである。行為の因果関係の分析を行うためには，複雑で混乱しがちな自己の感情を他者に投影することなしには行動研究を進め得ない了解的方法を不可避とする限り，自然科学的な精密さには容易に到達することができない。そのように未成熟である現在の社会科学の学問的水準では，相異る無数の条件をもって，瞬時も止まず流動する社会現象の一環として生起する少年非行の研究は，まだまだ方法論的吟味を必要とする時期である。

戦後の少年犯罪や非行の動きを瞥見するだけでも，その正確な科学的分析が，どれほど困難なものであるかが，理解されるのであるが，非行・犯罪への現実の対策は，科学水準の未熟さをのりこえて，何らかの処置をとることを必要としている。この実践上の圧力に促がされて，非行研究の方法論的確立を粗略にして，対策樹立にひたむきに進むことは，問題のまことの解決のためにきびしく戒めなければならない。

非行研究の現在の傾向が，どの点に方法論上の問題をもち，どのような観点から非行を理解することが，方法論の正しい接近の仕方と言い得るのであろうか。

(註) Paul W. Tappan, *Juvenile Delinquency*, p. 56.

Ⅳ

児童福祉研究の立場から云えば，非行 (delinquency) とは，少年の当面する種々の不調整の一側面にすぎない。それは裁判所や警察で公的に裁定された非行少年になると比較的に単純明確な対象となるが，公私機関の取扱いの有無を問わず，何らかの行動問題をもち，反社会的行為のゆえに社会福祉におけるケースワーク実践によって取扱われる「非行少年」となると，ただ「手におえない」とか「不従順な」とか「わるさ仲間と交る」といった程度の行動を含み，正常な子供たちのノーマルな行動から区別される本質的基準を欠いた相対的概念に過ぎないものとなる。家庭か近隣社会が強制しようとする基準への抗議と反抗を行わしめる動機付けの機会は，社会のどこにでも存在する。テキサス大学のポッターフィールド教授の報告によると，公私の機関に取りあげられた事のない中流層青少年の反社会的及び非合法的行動は，意想外に普遍化していて，437名の男女の大学生に教授の55の非行分類を示したところ，それら学生の全部が，その分類中の一つあるいはそれ以上の非行を体験していることがわかったという。(註)

(註) Austin Potterfield, *Youth in Trouble*, 1946, p. 38.

少年非行の誘因は，貧困，家族，近隣社会，交友，あるいは一般文化に見出されるが，『逸脱行動の社会学』を執筆したウイスコンシン大学のクリナード教授のごときは，最近の非行現象では，文化全般の影響が最も深刻であると考えている。新聞，映画，ラヂオ，テレヴィジョン，漫画などの感化は無視し得ない。しかしあらかじめ何らかの非行素因をもつことなくして，ただ犯罪物語りやその他の文化的要因から生じた影響のみによって，逸脱行動に引きずり込まれると考えてはならない。社会学の教えるところによれば，非行者の行動に重要な係わりをもつ社会的規範は，もともと過去の対面的 (face to face) 性質をもった個人的経験を通して受けとられたものである。近隣の感化や職場の状況は，逸脱行動の発生に好都合な社会的背景を提供するに過ぎない。

(註) Marshall B・Clinard, *Sociolgy of Deviant Behavior*, 1957, p. 193.

そのようにひろく青少年の間に介在する非行誘因の多面性は，社会的存在としての人間の行動そ

のものの構造のうちに，その成立の基礎をもつものである。タッパン教授の図式に従って，人間行動の構造を分析すれば，

$$B = PrS$$

Bは行動 (behavior)，Pはパースナリティ (personality)，Sは状況 (situation) を示すが，ここに示されているように人間行動は，一定時におけるパースナリティの環境的状況への対応の結果として生れる。ここに云うパースナリティは，個人の体質的および心理学的要素が，前以って継続的にそれをめぐる環境に対応する結果としてつくりだされるものであって，定式化すれば次のごとくなると云う。　$P = IrE$

Pはパーステリティ，Iは個人 (individual)，rは対応，Eは環境 (environment) である。(註)

(註) Tappn,op. cit., p. 66.

かくして，人間行動を成立せしめる根幹となるものは，パースナリティと環境的状況である。パースナリティの重要構成要素は(註1)，人格特性 (personality traits) と態度 (attitude) であるがこれらはともに，第一次的或いは第二次的集団との関係のなかで築かれていくものであるから，非行原因研究の場合に，その深因として，性格形成の環境的探求が重視さるべきことは，言を俟たない。しかし人格特性は，怠惰とか粗暴というように一般的行動を傾向付けるものであって個々の具体的行動を説明するものとはならない。態度は特定状況における個人の所作の基礎となるもので，状況のもつ個人への特殊な意味を判定するけれども，これとても未だ行動の直接の決定者とはならない。個人の欲求にもとずく動因 (drive) とその欲求を満たさせる環境内の状況，即ち誘因 (incentive) とを力動的に結びつけて，具体的行動への動機の状態にもちきたらせるものは，動機付 (motivation) である。

従って非行の原因分析には，家庭，街路，遊戯集団，学校など，児童が一般的にうけ入れられている行動基準への一致を期待されている状況に，常習的に不適応たらしめる動機付 (motivation) の所在をつきとめなければならない。ブロック並にフリン教授によれば動機付けは，諸種の人間行動の生じきたる第一次的焦点となるもので，研究者のいわゆる「独立変数」(the independent variable) である。動機付けこそ基本問題たることを認める人は，少年非行にかかわる広範囲の不良行為の根底をなすこの動機付けは，正常児童が状況に誘発されるいわゆる「状況的非行」(the "situational delinquency") より，深い内面的なかっとうをもつ病理学的ケースに至るまでの児童の心身不調の全範囲を包含していることを認識しておかなければならない。この動機付けという要因とともに，環境的機会 (environmental opportunity) とコンミュニティの態度 (community attitude) の二要因が，非行原因の探求の不可欠の要件となるものであるが，この二要因はある種の状態が偶然的に存在することの結果として生じきたるものとして，科学者によって「従属変数」(the dependent valiables) なる語をもって呼ばれているものである。(註2)

(註1) Marshall B. Clinard, op. cit., PP. 40-52.

(註2) Herbert A.Bloch and Frank T.Flynn, *Delinquency; the Juvenile offender in America Today*, 1956 pp. 16—17.

非行原因における独立変数と従属変数との正確な組合せが，非行の真因を明らかにする科学的方法のかなめであると考えられる。

V

一般に，人間問題の研究には二つの基本的接近方法が存する。

第一のものは，大量統計的接近方法とも言うべきものである。少年非行の歴史的業績を公にしたグリュック夫妻の『少年非行の解明』(*Unravelling Juvenile Delinquency*, 1950) は，この方法に従って15ケ年にわたる2,000ケースの選択された資料のグループまたは類型の綿密な比較検討を行っている。この統計的方法に肝要なことは，この比較検討が，注意深く枠組みを与えられた質問と仮定に直接結びつけられていなければならぬということであって，いかに用心深くコントロール・グループを用いた研究であっても，ただ微細な一つ一つの事項の比較を行うだけでは，研究として充分な意味をもたない。ブロック並びにフリン

は，グリュック夫妻の画期的な実態調査にもとずく研究に於てさえ，理論的問題設立と仮定と明確に組立てられ，または表明されていない難点があると批判している。(註)

(註) Bloch and Flynn, op. cit., p. 61.

いま一つの接近方法は，個別的研究を進めることである。発達するパースナリティと環境の間の多彩な相互関係を焦点として，統計的方法による平均化方法を避けて，それぞれのケースの個別的研究のみが，適確に問題をとらえることのできる唯一の方法であるとして，個別史の集約的研究に没頭する。この方法の長所は，個人のパースナリティ関係の全複合体が対象となるというだけではなく，パーソナリティ全体の力動的成長に含まれる個々の要因を，成長過程における相対的重要性によって評価しうることである。個別的研究は，個々の具体的ケースの特殊性において，問題を把握するためには忘れてはならぬ方法であるけれども，ケースの特徴を安易に普遍化して，非行問題の一般的理解へと拡大する誤謬を犯し易い。厳密には，人間行動は歴史的にはただ一回的な事件であるけれども，個別研究における類似のケースを統計的に分類して，大量観察に向うことによって，一般的傾向との対比において特殊の特殊的たる所以を一層明白に認識し得なければならない。

私たちは，統計的研究と個別的研究の両側面より出発しながら，両者互いに相補わせて，初めて事柄の真相に迫っていくことが可能となるのである。タッパンは，これら二つの研究方法を，個別分析的方法 (case analysis methods) とクロスセクション的方法 (cross-sectional methods) と名付けているが，両者の関係について，次のごとく論じているのは，上に述べたのと同じ考え方に立っている。「統計的クロスセクション的研究を更に深め，それを個別分析的・経度的接近 (the caseanalysis-longitudinal approach) と一層密接に結びつける必要がある。各々は，互いに他者へと導いていく手掛かり，洞察，また有望な研究を提供し合わなければならない。(註)」と。

(註) Tappan, op. cit, pp. 95—63.

これら二研究方法のいずれの場合にも，非行原因の研究に当っては，非行を誘発する諸要因を如何に組合せるかによって，その研究結果に重大な相違がうまれてくる。

わが国戦後の非行および犯罪の実態より説き起して，すでにいくたびか触れてきたように，少年非行の原因は，多くの要因を基礎とするものであるが，試みに2，3の研究書によって，そこに指摘された諸要因を挙げると，タッパンは，前掲書『少年非行』において，(1)心理的病因として，神経症的非行，精神病的非行，情緒的障害並に欲求不満，(2)生物学的病因として，遺伝的素因，機質性精神病並びに脳髄外傷，(3)社会的病因として，家族，貧困並びに失業，余暇並びに交友，戦争，文化的影響等をあげている。グリュック夫妻の『少年非行の解明』では，諸要因をとりまとめて，両親の背景，家庭的背景，学校並びにレクリェーション，健康，知能，基本的性格特性，感情的ストレスに包括している。(註1)

南カリフォルニア大学のニューマイヤー教授の『現代社会の少年非行』は，非行の制約要因として，(1)生物学的，精神的，感情的条件および性格と行動特性を含むパースナリティ要因，(2)家庭並びに家族条件，とくに崩壊家庭，不適正または不調整家族，(3)仲間関係とギャング活動，(4)地域団体および機関の感化，とくにある種の娯楽の有害な影響，(5)人口的要因，(6)経済的および生理的な環境的要因，とくに貧困，失業，青年の経済的搾取，スラム，不良住宅およびある種の生態学的要素，(7)不適正な統制や法の施行などを挙げている。(註2)

(註1) Sheldon and Elenor Glueck, *Unravelling Juvenile Delinquency*, 1950, pp. 272—3.

(註2) Martin H. Neumeyer, *Juvenile Delinquency in modern Society*, 1949, p. 84.

Ⅵ

研究者は，個々の具体的な非行原因の探求に際しては，これら雑多な要因を駆使しようとするが，その場合私たちは，稀ならず方法論上の重大な誤謬を犯かす危険にさらされている。それは(1)ある特定の要因を過大視するいわゆる「特殊主義」

の立場，(2)漫然と多項目要因を網羅しようとする「多元論」の立場，(3)多元的要因のなかに先入主的に一定要因または状況を主要決定要因として固執する「独断論」の立場という三つの形態に分類して，論評することができるであろう。

(1)特殊主義の立場

タッパンは，前述のごとく，原因仮説を導きだすに足るだけの組織的な人間行動科学の未成立からくる人間行為についての誤解の危険と同時に，病因学上の過度の単純化の危険の存することを指摘した。複合的行動を単一原因に帰する一元論的誤謬 (the monistic fallacy) や，2，3の単純要因に帰しようとする特殊主義 (particularism) がそれであると云う(註1)。そのような傾向は，19世紀後半より20世紀初頭にかけて，未だ社会科学の初歩的段階にある時期には，屢々繰返された方法であって，「悪さ仲間」や「家族不和」や「不良住宅」などの要因が，一面的に非行と結びつけられて考えられた。一例をあげると，1920年より30年代にかけて，クリフォード・ショーを中心とするシカゴ大学のいわゆる生態学派の非行調査は social disorganization 学派と密接に結びついて，都市環境の害悪を強調し，非行原因を何よりも不良住宅の一点に集中しようとしたが，この方法は，シェルドン・グリユックの『犯罪と矯正』によって激しく非難されたところである(註2)。個々の具体的非行の理解には，その独特の形態を客観的に考察すると同時に，かかる形態を諸種の相異なる原因との関連に於て，統一的に把握する必要があるが，一特定領域の研究の急速な進展がある時代には，一点集中的な主張が行われ，却って事態の正しい理解を阻む結果に導いていくこととなってしもうのである。たとえばロンブロゾー(Lonbroso)，クレチマー (Kretschmer) フートン (E. A. Hooton)，さらにシェルドン (William H. Sheldon) 等の骨相や，精神病や身体的構造と非行，犯罪の一面的な結びつけのごときは，いずれもその通例と云えるであろう。不良住宅が少年非行を誘発するという提言は，不良住宅でも不良化しない多くの子ども達についての説明と共に，一層包括的な理論の中で語られるのでなければ，科学的研究と呼ぶことはできない。ある場合には非行となり，ある場合には非行とならない理由を解明し得るためには，一元論や特殊主義をこえる理論的枠組みを必要とするのである。一般に特殊主義的立場の研究には，比較を行うに必要なコントロール・グループが用いられていないか，用いられているとしても，不適当なコントロールしか適用されていない悩みがあり，非行サンプルには高度のランダム的性格が見出されるのである。

(註1)　*Tappan, op. cit.*, p. 58.
(註2)　Sheldon Glueck, *Crime and Correction, Selected Papers*, 1952. pp. 1—23.

特殊主義的研究の危険な徴候は，隆盛を極める精神分析学の方法によって，非行をひたすらパースナリティまたは意識構造の深層に横たわる情緒的障害に起因すると解釈する近年の学問的潮流のなかにも感じとられよう。そこでは口腔期および肛門期の Preocupation から，自己愛，異性愛而して最後に自己の親以外の異性への愛へと，性的関心の変化のなかに，正常なパースナリティの発達があるが，その十分社会化した成人への発達不全が，非行を惹起すると考えられている。即ち非行者の行動は，幼児退行 (infantile regression) によって未解消の幼児期の願望を，無意識に表示するものとされる。例えばケーテ・フリードランダーの『少年非行への精神分析的接近』(1949) は，少年非行を，その母親が一貫した行動型を躾けることに失敗し，子供が幼児期の快楽原理を強調することから，先ず生ずるものと説明し(註1)，オット・フェニヘルの『神経症の精神分析学理論』(1935)は，夜盗をもってパースナリティ発達の口腔期における定着 (fixation) に原因し，放火罪は発達の幼児期の段階への退行として説明している(註2)。

(註1)　Kate Friedlander, *Psychoanalytic approach to Juvenile Delinquency*. 1949.
(註2)　Otto Fenichel, *The Psychoanalytic Theory of Neurosis*, 1935.

精神分析学では，多くの社会現象を，親への定着によるエディパス・コンプレックス (oedipus complex)，またはエレクトラ・コンプレックス (electra complex) によって説明しようとする。

通常，後期エディパスの段階では，母親または父親をめぐる葛藤は，家族以外の他者への注意の転換と両親への成熟した客観的態度の発達によって消滅する。性的調整は，家族以外に愛の対象をもった異性的なものとなるわけである。しかるに非行者の場合には，このかっとうは解消しない。異性の親に対する近親相姦的願望への罪障感と他の異性への不満足な転換への罪障感とが存する。これらの罪障感は，逸脱行動または反社会的な行動の招く処罰によって軽視される。従って罪障感を緩和するために，人は逸脱行動によって社会による処罰を求めるか，神経症を通して自罰を求めるというのである。

精神分析学における無意識，象徴的表現，情緒的かっとうの重要性の強調は，人間のパースナリティ構造の内側にひそむ何ものかを，私どもの眼前に提示している点で，学問的価値を失わない。しかしその一面的強調は，パースナリティに対する社会的状況の影響を無視する理論的弱点をもっている。現代のこの系統の代表的学者たち，例えばホルナイ (Karen Horney)，アブラハムセン (Abrahamsen)，サピルスタイン (Milton R. Sapirstein) が，非行に対する文化的領域やパースナリティ相互間の関係というよりは広汎な世界の重要性を認めるに至ったのは，精神分析学一元論への重大な修正であると云わねばならない。

クリナード教授の精神分析学批判(註1)に従えば，人間が“ id ”と名付けられるものに対応する原始的な動物的衝動が貯蔵所を有するという証拠はなく，人間性質は生物学的遺伝の産物というよりも，むしろ社会的経験によって決定される。人は，その社会的及び文化的体験に依存して残酷ともなれば温和ともなり，攻撃的または平和的，加虐的または愛情的となる。逸脱行動を構成するものは主として社会の決定 (social determination) であって，社会化の虚飾のもとに野蛮人が潜在しているというのではない。1920年代まで普通に考えられていた「人間本能」といわれるような何ものかを想定する思考方法は，心理学者，精神医学者および人類学者によってすでに論破されてしまっている。

フロイドは口腔期および肛門期の前社会的(Pre-social) な経験が，人間生活の全コースを左右すると解しているが，libido 的な幼児期的衝動のフラストレーションが人間に普通的であるとする観念は，例えば人類学者ハロルド・オルランスキーの『幼児保護とパースナリティ』(1949) なる論文(註2) によって，排撃されたところでもある。彼は育児や排便訓練，動作制限などの方法上の相異が，パースナリティに及ぼす影響を研究して，児童に対する不変の心理的影響の存在には，否定的見解を抱くようになったのである。同様の見解はその後『アメリカ社会学雑誌』に出たウィリアム・シーウェルの『幼児訓練と児童のパースナリティ』(1952) という論文にも示された(註3) ことであって，シーウェルも，実証的研究によって授乳や離乳，排便訓練の方法上の相違は，実際にはそのパースナリティとは無関係であると結論に達している。

(註1) Clinard, op. cit., pp. 133-135
(註2) Harold Orlansky, *Infant Care and Personality*, 1949.
(註3) William Sewell, *Infant Training and Personality of the Child, American Journal of Sociology*, 58:150—159, 1952.

精神分析的方法は，人間理解に示唆的ではあるが，それは「科学であるよりも信念であり，広汎な調査に支えられない限り，エソテリックな思弁に留まる」(クリナード) と云わなければならない。言語や文化の発達による人間独自の生活形式を中心的とは考えず，動物とのアナロジィに於て人間行動を理解しようとする精神分析学の特殊主義的偏向をもっては，文化，社会規範，価値，自我観念，人格特性，動機付け，社会的役割などの概念によって示される人間行動の真実の姿は，語り得ないのである。

Ⅶ

2　多元論の立場

非行研究を特殊主義の立場に追い込んでゆく一つの理由は，データの取り方に存するように思われる。科学がその本来的な科学性を生みだし得るためには，精密にコントロールされた比較を基礎

としなければならない。データをコントロールすることの目的は，今テストしようとする一定の要因または条件以外のすべての点で，同じような条件にある人々を対象とすることによって研究が特殊化された異例のケースを普遍的なものと解釈する誤謬を避けようとするにある。各個人のパースナリティの構成，経済水準，教育背景，家族の相違など，互いに違った要因を背負っているサンプルを，劃一的に処理する取扱い方法は，研究の客観的正確性を保証するものとはならない。科学的精密性の確保をめざすことなく，ただケースのランダム・サンプルをとりあげて，ケースの数量の大きさを頼みとする統計的方法にのみ頼るとすれば，ある場合には一つの原因が，また他の多くの場合には多項目の原因が，雑然と並列的にあらわれてくるのみで，諸種の異なる質の非行を生みだすに至る因果関係へ接近する足場は築かれない。『非行の多元的原因論』(the multiple causation theory) と呼びあるいは，ブロック並びにフリンが「多元的要因仮説」(the multiple factor hypothesis)(註2) と名付けた立場では，調査資料から得られた多項目要因のなかで，一要因の多要因に対する関係を考察する視点は示されない。そこではまた社会経済的，文化的背景の相違にもとずく非行少年と正常児童との比較をも欠いている。

(註1) Neumeyer, op. cit., p. 82.
(註2) Bloch and Flynn,op. cit., p. 66.

多元論的立場は，非行が単一の一面的原因に依るものではなく，ただ一つのケースにおいてさえ，他種類の制約要因が働いていることを認識させる点で，優れた研究価値をもっているけれども，非行の構成要素を構造的に分析したというだけでは，その構成要素がいかにからみ合って非行に導くかを説明することができない。ニューマイヤー曰く「もし多数要素が単に並存的要素 (concomitant elements) に過ぎないとすれば，それらと一定の非行行為との間の正確な結合関係を明らかにすることは困難となる。何故ならこれら両者のつながりを示すものが欠けているからである。一つの状況のなかに存在しまた生起するということは，明らかに破壊的である諸要因のあるものが，必然的に一定行為の諸原因を構成するということを意味することにはならない。並存的諸要因のつながりは偶然的 (incidental) なものとなってしまうであろう。(註)」と。

(註) Neumeyer, op. cit., pp. 80～81.

多数要因は，普通には一つの状況のなかで共に生じきたるのであるが，そのあるものは逸脱行動に最も顕著な影響を与え，他のものは間接的な繋がりをしかもたず，ある段階までこなければ，その主要因としての性質をあらわにしない。人間有機体と社会関係の複合体においては，行動の直接的で皮相的な要因はより深い原因に根ざし，真の原因は外面的な諸要因の蔭に隠されているが，状況における運動の一定程度の進行を待って，俄然威力を発揮するに至るのである。それは，事態の単なる構造的理解 (structural view) によっては把握せられず機能的理解 (functional view) を必要としている。ポーリン・V・ヤングが，『保護観察と非行の社会的対策』(1952) に述べているように(註)，一つの問題についてただ諸要因を寄せ集めるというだけなら，その問題のもつ幾つかの側面が力動的な活ける全体へと相互機能し合う点から，その問題の性質を理解することが，曖昧にされてしまう。馬鈴薯の各成分を寄せ集めたというだけでは一つの馬鈴薯はできないと同じように，個々の非行少年の生活から抽出した不良住宅，悪さ仲間，不適当なレクリェーションといったものだけで，その非行の性質はなりたたない。体質的，心理的或いは環境的諸要因は，それが一つの非行動機となるまでは，原因と呼ぶことはできない。それらの諸要因が動機を形成するためには，全面的に機能するパースナリティとの関係において理解することが必要であるが，これら諸要因と高度に複合的な機能的関係としてのパースナリティとの接触関係によって，動機付け (motivation) が成立する過程を明示するものは，機能論的理解に他ならない。

(註) Pauline V. Young, *Social Treatment in Probation and Delinquency*, 2nd., 1952 pp. 147—48.

Ⅷ

3　多元的要因における独断論的立場

非行の多元的要因の機能論的把握は，とうぜん非行成立の因果関係に関与する諸要因のうち，基本的であると思われる最重要要因，または基礎的症候群（basic syndrome—ブロック並にフリン）を問わしめる。この場合，多元的要因の存在を理解する構造論的把握においては正確な認識をもつとしても，その機能論的理解方法についての精密な知識をもたないと，その多項目要因の相互関係において，非行の個々の具体的ケースを成立たせる全体的運動や，その全体的運動のなかでの主要因の把握についての適確な判断を誤り，けっきよく多要因のなかに，いつも自已の関心を強くひく一つ或いは幾つかの要因を，いずれのケースにも共通に普遍的優勢要因として主張する独断論におちいる危険がある。それは，歴史的または空間的に無限に変容する社会的な場面に於て，例えば戦後の日本における非行および犯罪の変貌過程に示されているような，異種の様相とか傾向といったものを説明するのに，いつも変らぬ唯一要因をもって臨もうとするような，融通のきかぬ非現実的な態度をとる誤謬に導いていく。

一例を挙げてみると，日本のように経済的貧困，あるいは所得格差のいちじるしい国で，先進諸国に伍して急激な文化的変化を体験しつつある社会では，経済と文化生活との喰い違いがとくに深刻であるから，社会問題の説明に経済的要因の主要性を強調することは，多くの場合にキーポイントをとらえることになるであろう。欧米の少年非行研究が，いかに社会事情を異にするとは云え，経済的要因を評価することのあまりに低調であるのを，むしろ非科学的とさえ思うほどに，私どもは日本における非行現象の根底に，経済的要因の作用を強く見守ろうとしているのではあるが，さればといって，少年非行現象を何もかも経済的要因の所産を解しようとする方法論上の独断論では，問題の実際的解決にはほとんど無力であることを指摘しないではいられない。それは第三の立場，すなわち多元的要因の存在の認識を背景とする独断論であるというよりも，むしろ第一の立場，すなわち特殊主義の偏狭な独断論に近きものに属するものと言わなければならないであろう。

Ⅸ

形態心理学（Gestalt Psychology）は，理論的また多数の経験的証明を基礎として，動機付けの問題を正確に取扱い得るためには，個人の経験全体を考慮に入れて観察すべきであることを主張したが，その後，クルト・レヴィンの『パースナリティの力学説(註1)』(1935)『社会科学における場の理論』(1951)や，J・F・ブラウンの『心理学と社会秩序』(1936)の研究にもとずいて，「場の構造に支配せられる状況」（the field-structured situation）という概念をもって，人間行動の決定要因を理解する方法を採るようになった。(註2)

（註1）kurt Lewin, A *Dynamic Theory of* Personality, 1935. *Field Theory in Social Science*, 1951.

（註2）J.F. Brown, Psychology and the Social Order, 1936.

この見解は，レヴィンのトポロギー心理学理論のあらすぢを追うことによって，その主張点をあきらかにすることができよう。彼は『パースナリティの力学説』の第一章に現代心理学におけるアリストテレス的考え方と「ガリレオ的考え方との抗争」という注目すべき論文を記し，そこでアリストテレス的物理学とガリレオ以後の近代物理学の方法論的相違がもたらす科学的思惟の大きな変化に目を向けている。

アリストテレス的「法則」概念においては，例外なく生ずる事柄，また頻度多く生ずる事柄が本質あるいは本質的性質であり，法則的と認められ，ただ一度しか生じない事柄，すなわち個別的な事象は偶然であり，不確定であって，概念的に理解される「類」から外される(註1)。そのようにして，法則性の概念は準統計的な性質をもち，同じ仕方でしばしば生ずること，完全な規則性，したがって偶然や特殊的な事象に対する完全な反定立（antithesis）と考えられていた(註2)。アリストテレス的思惟方法は，この方則性こそその普遍妥当性のゆえに，科学的真理として価値高きもので

あり，これに対して偶然的なるものは価値低きものであると解する価値概念が基礎をなしている。本質と現象，正常的と病的というような分類が，価値概念と結びついて対立せしめられるアリストテレス的思惟にあっては，ある事柄が当該の「類」の成員であるかが決定的に重要である。個別的事象は科学にとって偶然的であり，重要ならぬもの，科学的には無関係なものに見える。そこでは類が事柄の本質，或いは本質的性格を規定し，従って積極的にも消極的にもその働きを決定する。(註3)

(註1)　kurt Lewin, op. cit., P. 5.
(註2)　kurt Lewln, op. cit., P. 7.
(註3)　kurt Lewin, op. cit., P. 4.

そのような本質概念をもってすれば，ガリレオ以後の物理学の概念構成は，奇妙で逆説的なものと見えるであろう。ガリレオ的思惟は，アリストテレス物理学の中心となった類概念における二分法的な鋭い反対命題を採らない。即ち法則的事象と偶然の事象とを反対概念として対立せしめる事なく，類概念と系列概念との流動的な移り変りが，機能的に理解せられる。科学の領域に於て，個別的対象はその種類，したがってその質的な規定をもつばかりでなく，同時にその属性をそれぞれの強度に於て所有している。アリストテレス的に例外的事例として，とりあげられなかった具体的な個別的事象は，このような機能的思惟方法において初めて徹底的な理解の光を浴びる可能性をもち得るのである。(註)

(註)　Kurt Lewin,ibid., pp. 10—11.

レヴィンによれば，現代心理学におけるダイナミックスは，まだ全くアリストテレス的であるけれども，ガリレオ的な機能的思惟を貫くことによって，心理的場に存在する諸要因の力の総体的関係を考察し，具体的な個人の具体的事態に対する関係を明らかにすることができると考えている。レヴィンの次の言葉は，とくに印象にのこる。「歴史的過程の偶然性は，体系的考察から変化する事態を除去することによって克服されるのではなく，具体的な事例の個別的性質を徹底的に勘定にいれることによってのみ克服される。」(註)

(註)　kurt Lewin, ibid. PP.41—42.

このような機能論的立場においては，非行を含むあらゆる人間行動は，一定瞬間における優勢欲動と，一定状況がこれらの欲動の表面に課する制限（それが技術的には場（field）として知られているもの）という特別要素から組織される。これらの諸力のうちには，状況の形成を助けてきた社会的及び文化的決定要素がとうぜん含まれている。場の理論は，たとえ一定要因が非行にとって第一次的（primary）なものとして選定されるとしても，この要因を一定時に働らく諸要因の全体的複合体との関係において評価されるのでなければ真の非行は理解されないことを主張する。何故なら，諸要因は相互補充的方法で働きかけ合い，相互の力関係において強化あるいは弱体化し合っているからである。

ブロック並びにフリンも記しているように，人間行動は基本的あるいは圧倒的条件においては考察するというよりも，一連の継続的な作用—反作用類型（action — reaction pattern）において理解することを必要としている。一定時に作用する状況的諸要因は，全体として機能するのであるから，これら諸要因の相互作用の社会的文脈（context）を綿密に観察することなく，何らかの要因を一つ選びだすことは，因果過程の全貌をゆがめ，研究者の研究しつつある問題連鎖を断ち切ることとなってしまうであろう。

先にも述べたように現実的対策をあみだす実際的考慮から，非行要因に作用する諸要因のなかに優先順位（primacy）を問うことは，決して無意味ではない。レヴィンに於いて，ガリレオ的思惟を強調するのあまり，アリストテレス的思惟に於いて注目せられた頻数要因の成立する優勢的地位への考慮が，軽視される危険がある事を指摘しておかなければならないであろう。しかし警戒しなければならないのは，社会科学における構造的理解の立場からの法則性概念が，機能的理解を阻ばむ場合には，具体的な個別的事象の個々に異る個性に接近することができず，その外側から，劃一的な優先順位の強制を敢行しようとする独断論のために，私たちの非行研究が非科学性に追いやられていく危険である。そのような独断論が物を

言うかぎり，非行対策に必要な個々のケースを取扱うケースワーク的方法のもつ重要な意義は，決して確立されないのである。

わが国における非行研究は，戦後の非行増加傾向に促がされて，日進月歩の進境をみせてはいるけれども，その研究目標はいまのところ非行原因における個別の要因の吟味の段階に止って，未だその動態的研究の域に深く進出し得たと言うことはできない。そこに進んでいくためにいま繰返し必要なことは，非行研究の方法論的確立ということでなければならない。方法論の深められるにつれて，先に論及した『犯罪白書』のごとき個別要因の羅列的叙述も，その取組み方に変化を生じなければならなくなるのではないであろうか。